

(3) 選択科目履修規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第13条第8項の規定に基づき、学科選択科目の履修に関する事項を定める。

(選択科目の履修方法)

第2条 選択科目の履修にあたっては、所定の期間に受講願を提出しなければならない。

(他学科の授業科目の履修)

第3条 教育上支障がない場合は、他学科・他コースの科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定に基づき修得した単位は、専門科目の選択科目の単位とみなすことができる。

附 則 (平成15年3月28日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則 (平成31年3月13日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月8日)

この規程は、令和3年12月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年1月11日)

この規程は、令和5年4月1日から適用する。